第２章　目的と基本方針

１　目的

令和６年４月策定の「教育大綱」は５つの柱で構成されており、その一つに「地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てます」を掲げている。

これまで中学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・自発的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保証することが必要である。

急激な少子化の進展の中にあっても、子どもたちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を確保することが推進の目的である。

２　基本方針

目的を実現するため、以下の方針により生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を「学校部活動」から「地域クラブ活動」へ、実施主体を「学校」から「地域」へと展開していく。

⑴　生徒がやりたい活動を柔軟に選択できる環境の確保

- 「初めてでも気軽に参加できる」「専門の指導者に習いたい」などのニーズに応えることができる多様な活動機会の確保
- 地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図るとともに、生徒が主体的に活動を選択できる環境を整備

⑵　様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

- 既存の地域クラブはもとより、民間事業者、企業、大学等の参入を促し、多様な活動を展開
- 指導を望む教員等の兼職兼業等による地域クラブの指導を整備・支援

⑶　適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- ガイドラインに則った、安全で適正な活動を確保
- 受益者負担等による自立的で持続可能な仕組みの構築

第３章　北九州市における部活動地域展開の方向性

１　地域展開の方向性

○　休日の学校部活動を段階的に地域クラブ等へ展開する。

・　地域展開については、まずは休日から展開を開始

・　令和７年度から段階的に地域の活動へと展開

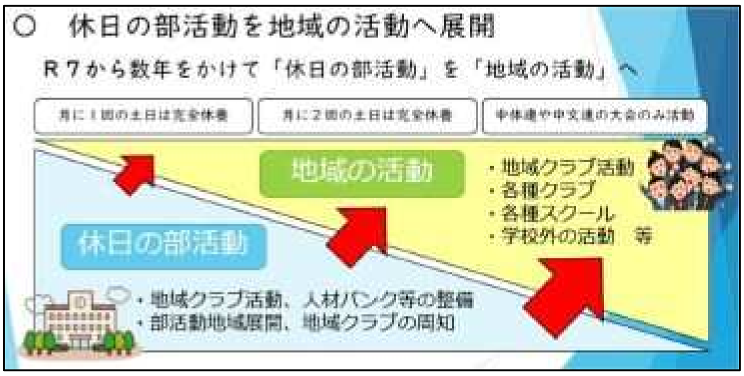

２　地域展開のスケジュール

○　令和７年度から令和８年度までに環境を整備し、令和９年９月から、休日の学校部活動を地域クラブ活動に展開することを目指す。

・　令和７年度から段階的に学校部活動の休日の活動を縮小するとともに、平日の活動時間を短縮

・　令和９年９月には、中体連・中文連等が主催する大会を除き、学校部活動は休日の活動を行わず、平日のみ活動

	～令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
平日	週１回の休養日 原則２時間	週１回の休養日 活動時間の短縮 （終了時刻の設定）	週１回の休養日 活動時間の短縮 （終了時刻の設定）	学校部活動は平日のみ 週１回の休養日 活動時間の短縮 （終了時刻の設定）
		拠点校型（エリア型）モデル拡充、周知		拠点校型（エリア型）の開始
	合同部活動、連携部活動 →			
土日・祝	土日いずれかは休養日 原則３時間 休養日の拡大の周知	休養日の拡大 （第１土曜日・翌日曜日の活動なし）	休養日の拡大 （第１・３土曜日・翌日曜日の活動なし）	学校部活動の活動なし （中体連や中文連の主催する大会を除く）
		人材バンクの整備 地域クラブ認定制の開始及び活動開始	地域クラブ認定制の開始 →	地域クラブ等へ展開
	モデル →			

仕組みづくり		推進計画策定 運用開始 → ガイドライン改定		適宜、修正を加えながらより良い運用を目指す

第４章　指導者の確保・資質向上

１　指導者人材バンクの構築

これまでは、学校部活動の指導者として、教員、部活動指導員、部活動外部講師等が従事してきた。今後、指導者を確保することができない学校部活動及び地域クラブ活動へ指導者を紹介するため、大学生やスポーツクラブ、民間団体等に連携協力を依頼し、「北九州市地域クラブ活動指導者人材バンク」（以下、人材バンク）を整備する。

また、指導を希望する教員が地域クラブ等で指導できるようにするため、兼職兼業の制度を整備し、申請及び許可の基準等を明確化する。

２　指導者の資質向上

人材バンクの構築により人材確保を進めつつ、登録された指導者の研修を行い、資質向上の取組を進める。研修の内容は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの根絶といった指導者としての素養に関わるものとする。

第５章　受け皿となる運営団体等の確保

１　北九州市地域クラブ活動認定制度の構築

部活動地域移行後の受け皿となる運営団体等を確保するため、「北九州市地域クラブ活動」に該当する団体の認定制度を整備する。北九州市地域クラブ活動に認定された団体は、学校での周知や学校施設が可能となるよう各種制度の整備を検討する。

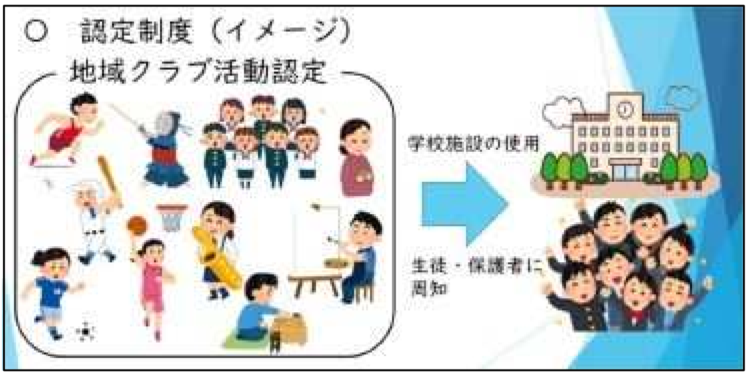

２　北九州市地域クラブ活動について

認定された「地域クラブ活動」については、部活動のもつ教育的な意義を継承しつつ、特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、期間を問わず、種目や分野を変更できるなど、柔軟に選択できる活動とする。例えば、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会となることを目的とする。

第６章　地域におけるスポーツ及び文化施設の確保

１　想定される施設

運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用することが想定される。文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、市民センター、生涯学習センター、その他文化施設を使用することが想定される。

２　学校施設の利用・管理の在り方

活動場所については、各地域クラブ活動が手配する。活動場所として、小・中学校の施設を利用することも想定されるため、管理に必要な整備を進める。また、学校施設の利用は、上記の北九州市地域クラブ活動認定制度で認定された団体を優先とする。

第７章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

１　会費について

会費については、地域クラブ活動に展開後、保護者が負担することになる。なお、経済的な支援を必要とする家庭に対しては、何らかの方策を考える必要がある。

２　保険について

地域クラブ活動中の怪我、事故、損害賠償等に備えるため、スポーツ安全保険等に加入すること。

※　地域クラブ活動は、学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外である。そのため個人賠償責任も保障対象となる保険を選定すること。

第８章　その他

その他、必要な事項は、別途、ガイドライン等を設ける。

今後、国の方針が変更された場合は、北九州市としてもその方針を受け、有識者会議等を開催し、再度検討する。

おわりに

中学生におけるスポーツや文化芸術活動を通じた健やかな成長は、学校教育だけで行われるものではなく、「学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する」という観点から、学校と地域・保護者等が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となると考える。

本計画は、教員、中学生、保護者及び地域の理解の下、学校部活動のスムーズな地域展開に向けて取り組むことを目的に策定したものである。

学校部活動の抱える課題の解決とともに、中学生を含めた地域全体が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、北九州市の振興へと発展させることを目指す。